

公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に係る取扱いについて

調布市（以下「市」という。）は、市と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している受注事業者（以下「受注者」という。）に新たな資金調達の方法を開くため、受注者が株式会社きらぼし銀行の公共工事代金債権信託を利用する場合において、工事請負契約書第5条第1項ただし書に基づき工事請負代金債権の譲渡を承諾することとし、承諾に関し必要な事項を次のとおり定めるものとする。

（対象工事）

第1 債権譲渡の対象となる工事は、以下の全てに該当する工事とする。

(1) 契約金額が1,000万円以上の建設工事であること。

なお、契約変更により契約金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の契約金額が1,000万円以上であること。

(2) 対象工事の進捗率が支払済の前払金及び中間前払金又は部分払金の相当割合をおおむね超えていること。

(3) 以下に掲げる事項に該当していないこと。

ア 当該請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

イ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第5条第1項ただし書を適用しない契約である場合

ウ その他、受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

（債権譲渡の範囲）

第2 譲渡の対象となる工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する工事請負代金から、既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第50条第1項の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する工事請負代金から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該請負契約に変更が生じ、契約金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額から契約変更により増額又は減額された後の額とする。

（受注者の条件）

第3 債権譲渡の承諾を申請する受注者が満たすべき条件は以下のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人等である中小企業者に対する支払計画がある場合

(2) 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

（債権譲受人）

第4 債権譲受人は株式会社きらぼし銀行とする。

（債権譲渡の承諾に係る事務担当）

第5 債権譲渡の承諾に係る事務については、総務部契約課において処理するものとし、債権譲渡の承諾に関する全ての事務手続は、総務部契約課を窓口とする。

（債権譲渡の承諾申請）

第6 公共工事代金債権信託を利用しようとする受注者は、債権譲受人との間に、市の債権譲渡の承諾を停止条件とする公共工事代金債権信託契約を締結するものとする。

2 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人である受注者（以下「債権譲渡人」という。）と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。書類の提出に際しては、総務部契約課に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

ただし、共同して持参できない場合は、委任状（様式2）を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通

- (2) 締結済の公共工事代金債権信託契約書の写し 1通
 - (3) 工事履行報告書(様式3)又は月別の工事進捗率を示す書類 1通
 - (4) 第3(1)イに該当することにより債権譲渡の承諾を申請しようとする者は、その旨を証明する書類 1通
 - (5) 工事請負契約後に債権譲渡人の代表者職氏名や印等が変更となった場合には、建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。)の写し 1通
 - (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
- ※ 約款等の写しを添付のうえ、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。
- 3 申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

(申請内容等の確認)

第7 総務部契約課は、第6第2項に定める申請書類の提出を受けたときは、次の各号に定める事項について確認するものとする。

- (1) 受注者が第3に定める条件を満たしていること。
- (2) 第6第2項に定める申請書類について、次に掲げる事項を全て満たしていること。
 - ア 必要事項の全てが記載されていること。
 - イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び使用した印が、受付票と一致していること。
 - ウ 工事名、契約番号、契約締結日、工期に誤りがなく、かつ第1に定める対象工事であること。
 - エ 工事請負代金額、支払済前払金額、支払済中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - オ 建設共同企業体(以下「JV」という。)案件の場合、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること。
- (3) 当該請負契約が解除されていないこと、又は、工事請負契約書第42条各号及び第43条各号に該当するおそれがないこと。
- (4) 対象工事について、前金払、中間前金払、部分払がなされている場合は、当該工事の進捗率が支払済の前払金、中間前払金、部分払金の相当割合をおおむね超えていること。
- (5) 当該工事請負代金債権が、株式会社きらぼし銀行以外の者(以下、「第三

者」という。)に譲渡されていることの事実について、総務部契約課が把握していないこと。

(債権譲渡の承諾)

第8 債権譲渡の承諾は、第6第2項に定める申請書類の提出を受けた後、第7各号に定める事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

2 前項の交付は、申請書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に行うものとする。

なお、受付から承諾までの間に、当該工事請負代金債権が第三者に譲渡されていることの事実について総務部契約課が把握した場合には、速やかに承諾手続を中止し、第9の不承諾手続を行う。

(債権譲渡の不承諾)

第9 第6第2項に定める申請書類の提出に不備がある場合、第7各号に定める事項の確認ができない場合又は第8第2項なお書に該当する場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合には、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式4)を交付し、あわせて申請書類を返却するものとする。

(出来高の確認)

第10 公共工事代金債権信託契約に基づき出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、事前に工事出来高確認協力依頼書(様式5)を提出するものとする。

3 前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、当該工事請負代金債権が第三者に譲渡されていることの事実について、総務部契約課が把握していない場合に限り、工程に支障のない範囲で工事現場への立入りを承認する。

(工事請負代金等の請求)

第11 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、工事請負代金又は部分払金(以下「工事請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は工事請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人が、請負契約に基づき確定した工事請負代金等の支払を請求すると

きは、所定の請求書等を提出するものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

- 第12 債権譲渡を承諾した後に契約変更により当該請負契約の契約金額が変更され、工事請負代金債権の額が変更となった場合は、債権譲渡人は債権譲受人に、工事請負変更契約書の写しを提出するものとする。
- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事請負代金債権計算書（契約変更用）（様式6）を作成し、総務部契約課に提出するものとする。

(契約解除の場合の取扱い)

- 第13 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産又はその他の理由により当該請負契約が解除され、工事請負代金債権の額が変更となった場合は、市は変更後の工事請負代金債権の額を債権譲受人に通知するものとする。
- 2 前項の場合においては、譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事請負代金債権計算書（契約解除用）（様式7）を作成し、総務部契約課に提出するものとする。ただし、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事請負代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印により作成することができるものとする。

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この取扱いの施行の際、現に改正前の取扱い第8の規定により債権譲渡の承諾を受けている者は、改正後の取扱い第8の規定により債権譲渡の承諾を受けた者とみなす。

附 則

- 1 この取扱いは、令和2年8月18日から施行する。
- 2 この取扱いの施行の際、現に改正前の取扱い第8の規定により債権譲渡の承諾を受けている者は、改正後の取扱い第8の規定により債権譲渡の承諾を受けた者とみなす。

附 則

- 1 この取扱いは、令和6年3月29日から施行する。
- 2 この取扱いの施行の際、現に改正前の取扱い第8の規定により債権譲渡の承諾を受けている者は、改正後の取扱い第8の規定により債権譲渡の承諾を受けた者とみなす。